社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会 議事要旨

1. 日時 令和3年11月24日(水)10:00~12:00 ※WEBシステムによる会議方式

2. 出席者

<省エネルギー判断基準等小委員会>

田辺委員長、秋元委員、伊香賀委員、清家委員、澤地委員、鈴木(大)委員 鈴木(康)オブザーバー、髙井オブザーバー、髙橋オブザーバー、林オブザーバー、三浦オ ブザーバー、宮原オブザーバー、安田オブザーバー

3. 議題

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る 等級について

4. 議事要旨

事務局より資料5において前回の委員会での意見を紹介し、議題①, ②について以下のとおり 審議が行われた。

議題 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る等級について

資料5、6について事務局より説明を行ったところ、原案の通り承認することとなった。なお、 当該資料に対する主な意見は以下のとおり。

・ZEH水準を上回る上位等級を多段階に設定することは賛同するが、現時点では目指すべき水準として高すぎること、居住性・耐火性能・結露防止等の影響について検証の必要性、建設コストの高止まりといった懸念がある。それを踏まえて、ZEH+外皮基準のUA値を参考として等級6、そこからUA値を各地域0. 10向上させたものを等級7として提案する。既に実績があること、当該地域より寒冷地域の下位の等級のUA値が一致するため住宅供給における合理性は期待できること、刻みが等しくわかりやすいことが理由である。

- ・高い断熱性能を示すだけでなく、断熱性能に合わせた設計が行われるようにするべき。
- ・市場が競争しやすいようU_A値を刻み、市場の動向を把握して等級を設定するのも悪くないと思っている。
- ・断熱性能を高めるためにデザインが偏ることのないよう、住宅性能表示制度のパンフレット等において、引き続き適切な周知を実施してほしい。
- ・高断熱化するとより高い防露性能が必要になるが、今回の改定は妥当である。
- ・より高い等級は、つくり手のためではなく、住まい手のためにあるべきだと思う。住まい手の 自己負担によって住宅性能を高めていくため、住まい手にどのようなメリットがあるのかしっ かりと裏付ける水準である必要がある。基準値を刻むことによって数%のエネルギー削減にし か繋がらないのであれば刻む必要はない。
- ・住宅性能表示制度等の周知に用いる資料は今後も新しく分かりやすいもので周知して欲しい。

[問い合わせ先]

国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付

TEL: 03-5253-8111 FAX: 03-5253-1630